

通所介護 デイサービスほほえみ運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社イシワタが開設するデイサービスほほえみ（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス ほほえみ
- 2 所在地 東京都練馬区小竹町1-35-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者：常勤1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員：常勤1名以上
生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 看護職員：1名以上
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 介護職員：4名以上（内1名以上常勤）
介護職員は、利用者を直接介助し、その他必要な業務の提供にあたる。
- 5 機能訓練指導員：2名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 6 運転手：3名以上
利用者の送迎、乗下車時の介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

通常規模型通所介護（2単位）	サービス提供時間帯
	午前9時10分から午後12時20分 定員27人
	午後1時20分から午後4時30分 定員27人

(指定通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護。

2 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

3 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口内清掃、摂食・嚥下機能に関する指導・サービスの提供を行う。

4 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

5 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業所との連携等)

第8条 1 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 1 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、援助計画を作成する。又、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第2項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、食材料費にかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 指定通所介護の利用者は、当センターの定める期日に別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、練馬区、板橋区、中野区、豊島区とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護の提供を開始するにあたって、本規程にそった事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 1 通所介護従事者等は、指定通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 指定通所介護事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者 管理者
防災・避難・通報訓練 年2回（春・秋）

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 1 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等、必要な処置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。又、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第20条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) 前(4)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (6) その他、虐待防止のために必要な措置を講ずる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、該当する特別区に通報するものとする。

(DX推進リーダーの任命)

第22条 1 介護DX推進人材とは、事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、介護現場における生産性向上を牽引する職員をいう。

2 事業所は、介護DX推進人材の役割を果たす職員をDX推進リーダーに任命し、DXにより生産性向上に継続的に取り組む体制の構築にあたらせる。

(その他運営についての留意事項)

第23条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ・継続研修 年2回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 指定通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

5 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社イシワタとデイサービスほほえみの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は平成20年3月1日から施行する。
この規定は平成21年9月8日から施行する。
この規定は平成22年4月1日から施行する。
この規定は平成22年12月1日から施行する。
この規定は平成23年4月1日から施行する。
この規定は平成24年4月1日から施行する。
この規定は平成24年7月1日から施行する。
この規定は平成25年11月1日から施行する。
この規定は平成26年4月1日から施行する。
この規定は平成27年4月1日から施行する。
この規定は平成27年6月1日から施行する。
この規定は平成28年4月1日から施行する。
この規定は平成30年4月1日から施行する。
この規定は令和2年3月1日から施行する。
この規定は令和3年4月1日から施行する。
この規定は令和4年6月1日から施行する。
この規定は令和6年4月1日から施行する。
この規定は令和6年6月1日から施行する。
この規定は令和6年8月1日から施行する。
この規定は令和6年11月1日から施行する。
この規定は令和7年2月10日から施行する。
この規定は令和7年3月7日から施行する。
この規定は令和7年4月1日から施行する。

第 1 1 条 (指定通所介護の利用料等)

介護保険給付対象サービスの利用料

		3 時間以上 4 時間未満	
利 用 料	要介護 1	4, 0 3 3 円	1 日につき
	要介護 2	4, 6 1 0 円	1 日につき
	要介護 3	5, 2 2 1 円	1 日につき
	要介護 4	5, 8 0 9 円	1 日につき
	要介護 5	6, 4 0 9 円	1 日につき
通所介護個別機能訓練加算 I 2		8 2 8 円	1 日につき
通所介護個別機能訓練加算 II		2 1 8 円	1 月につき
通所介護口腔機能向上加算 II		1, 7 4 4 円	1 日につき 2 回/月まで
通所介護サービス提供体制強化加算 I		2 3 9 円	1 日につき
通所介護科学的介護推進体制加算		4 3 6 円	1 月につき
通所介護 ADL 維持等加算 I (発生時)		3 2 7 円	1 月につき
通所介護 ADL 維持等加算 II (発生時)		6 5 4 円	1 月につき
介護職員処遇改善加算 III		所定単位数の 80/1000 の単位数	1 月につき
利用者負担金		法定代理受領の場合は、上記金額の 1 割 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合等は、その負担率による) 平成 2 7 年 8 月から一定以上の所得のある人は上記金額の 2 割 平成 3 0 年 8 月から一定以上の所得のある人は上記金額の 3 割	

※ 地域区分があり特別区は 1 単位 1 0 . 9 円となる。

介護保険給付対象外サービスの利用料

飲み物代	1 日 280 円
その他日常生活費	1 利用者の希望により購入する身の回り品 ※実費徴収 2 利用者の希望による教養娯楽費用 ※実費徴収